(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別						
			［略］						
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	○	○					
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	○	○					
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器	○	○					
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	○	○					
	比吸収率	比吸収率測定装置							
	入射電力密度	電界強度測定器							
	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	低周波発振器直線検波器又は変調度計							
	変調衝撃係数	低周波発振器オシロスコープ							
	プレエンファシス特性	低周波発振器直線検波器							
			［略］						

(3)　［同上］

ア　［同上］

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別	
			［同上］	
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	○	第二条第一項第二十九号の二の無線設備
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	○	
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器	○	
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	○	
	比吸収率	比吸収率測定装置		
	入射電力密度	電界強度測定器		
	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	低周波発振器直線検波器又は変調度計		
	変調衝撃係数	低周波発振器オシロスコープ		
	プレエンファシス特性	低周波発振器直線検波器		
			［同上］	